

Q&A

Q1 申請書等の類似書類を記入したことが無い。どのように記入すればよいのか。

A1 HP に記入例が掲載されているので、参考にして下さい。

また、今回の支援で今後どの様に変化したいのかをはっきり計画を立ててください。

Q2 機械設備費の上限はあるのか。

A2 支援総額の 1/2 以内。(例：支援対象事業費 100 万円、支援総額 80 万円、うち機械設備費 40 万円以内)

Q3 個人でも応募できるのか。

A3 個人での応募は可能です。事業登録の必要もありません。

Q4 第二創業の定義は？

A4 事業の基盤を維持しながら、別の分野に進出することを指します。

Q5 本年度は間に合わないので来年度応募したいが、来年度も実施するのか。

A5 国の補助金を使用しているので確実なことは言えないが、実施予定。

Q6 移住後 1 年経っておらず県税の証明は前の住所地でしか取れないが、必要か。

A6 必要です。前の住所地より取り寄せてください。

Q7 事業費の前払いは可能か。

A7 支援予定額の 8 割以内を概算払いでお支払いすることが可能。

Q8 応募事業とは別の事業で補助を受けている。または、受ける予定。応募可能か。

A8 応募可能。

Q9 別補助との併用は可能か

A9 同事業内であっても、島ちゅチャレンジでの経費と別の補助金での経費が明確に区分できる場合は可能。

Q10 本社が群島内にあり、代表者の住所が群島外におかれているが、代表者は基本的に群島内で活動している。応募可能か。

A10 代表者が奄美群島内に居住していることが条件となっているので対象外となります。

Q11 交付決定までに支払ったものは対象になるか。

A11 募集要項（P6）に記載のとおり、交付決定以降に支払ったものが対象となる。交付決定以前に支払ったものについては対象外。

Q12 事業終了後の報告は義務か。

A12 事業完了後5年間は報告していただきます。（年1回。）

Q13 既存の備品の改修は対象となるか。（例：既存の車両の改修）

A13 対象となる。建物及びその付属施設、構築物の改修は対象外。（募集要項 P10 参照）

Q14 住民票・滞納がないことの証明は世帯分必要か。

A14 申請者の証明書が必要となります。

Q15 個人事業主として応募したいが、1年以上群島内に居住していない。応募対象か。

A15 今後も定住の見込みがあれば、対象となります。

Q16 事業メニューの人材育成型において、2団体以上の連携先は、群島内の団体に限るか。

A16 群島内で連携いただくことが要件となっている。

Q17 連携する事業者が群島内にいない場合はどうなるか。

A17 奄美群島内の2団体以上と連携することが条件となります。

Q18 2団体以上の連携について、(例)産学 等ではなく、産産や学学 等でも良いのか。

A18 問題ありません。

Q19 個人事業主同士の連携でもよろしいか。

A19 産は、民間企業を指しておりますので、対象外。

Q20 連携について、協定等で証明するのか。一緒に事業をしているだけで良いのか。

A20 協定までは不要。申請書（別紙3）に記載していただきますようお願いいたします。